

意見書（e-GOVにて提出）

令和4年2月4日

案件名：電気通信事業ガバナンス検討会 報告書（案）に対する意見募集

所轄省庁・部局名等：総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

郵便番号：101-0052

住 所： 東京都千代田区神田小川町 1-10 興信ビル 2階

氏 名： 一般社団法人電気通信事業者協会 会長 高橋 誠

連絡先電話番号：03-5577-5845

提出意見：

今後のデジタル化・デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進していく上で、その基盤となる電気通信サービスの重要性が一層高まることは疑いのない事実である。一方、電気通信市場を取り巻く環境の変化を見れば、サイバー攻撃の複雑化や巧妙化による情報の漏えい等のリスクが高まり、電気通信サービスの信頼性を揺るがしかねない事案、事故が発生しているのも事実である。

当協会は、電気通信事業の健全な発展と国民の利便性向上に資することを目的に、DXの中核を担う電気通信事業者を会員とする一般社団法人として、その社会的責務を果たしていくことが大きな使命である。総務省電気通信事業ガバナンス検討会の報告書案は、上述のような環境変化を踏まえ、利用者が安心して利用でき、信頼性の高い電気通信サービスの提供を確保するために、利用者情報の適正な取扱いや電気通信サービスの停止リスク対策等電気通信事業ガバナンスの在り方、対応方策について検討を進めてきたと理解しており、同検討会の課題認識と本報告書案において目指す検討の方向性については、当協会として賛同するものである。

当協会の会員である電気通信事業者においては、これまでも電気通信サービスの信頼性向上等に向けた取組を積極的に進めてきたところであるが、本報告書案において示されている措置については、具体化、明確化に向け更なる検討が必要と考えられる点があることも否めない。電気通信事業の健全な発展と国民の利便性向上に向け、これらの方策を実態に即したより実効性あるものとしていくためには、本報告書案の第4章も踏まえ、政府と民間事業者が、さらには幅広いステークホルダーも交えて丁寧な意見交換を行いつつ連携して取組を進めることが不可欠であり、当協会として、そのことを強く期待するものである。

以上